

未提案4項目中4項目

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類														
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容																		
	小項目										時期													
	細項目																							
1	03 行政組織機構	再編	合併時	1 合併前の支所・出張所は、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 支所の機能(事務分掌)は、釧路市の制度に一本化する。 3 合併前の5町村の本庁を、「(仮称)総合行政センター」とし、次の業務を担任する。 (1)行政管理部门(総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務(不在者投票)、本庁との連絡調整) (2)地域政策部門(地域振興、活性化対策) (3)財産管理部門(道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等) (4)戸籍住民部門 (5)保健福祉・年金保険(国保、介護、国民年金)部門 (6)税務部門(申告、納税、税務証明) (7)産業部門(産業全般、家畜の防疫) (8)環境衛生部門(ごみ、し尿、火葬場、墓地) (9)民生・福祉部門(生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育) (10)教育部門(入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー、社会教育主事、学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等) (11)防災・災害対策部門(行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等) 4 「(仮称)総合行政センター」の総括責任者は、部長職以上が望ましい。	同左	1 合併前の支所・出張所は、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 支所の機能(事務分掌)は、釧路市の制度に一本化する。 3 合併前の3町の本庁を、「(仮称)総合行政センター」とし、次の業務を担任する。 (1)行政管理部门(総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務(期日前投票・不在者投票)、本庁との連絡調整) (2)地域政策部門(地域振興、活性化対策) (3)施設管理部門(道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等) (4)戸籍住民部門 (5)保健福祉・年金保険(国保、介護、国民年金)部門 (6)税務部門(申告、納税、税務証明) (7)産業部門(産業全般、家畜の防疫) (8)環境衛生部門(ごみ、し尿、火葬場、墓地) (9)民生・福祉部門(生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育) (10)教育部門(入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー、社会教育主事、学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等) (11)防災・災害対策部門(行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等) 4 「(仮称)総合行政センター」の総括責任者(長)は、部長職以上とする。	3の記述中、「5町村」を「3町」に修正 3(1)の記述中、「期日前投票」を追加 3(3)の記述中、「財産」を「施設」に修正 4の記述中、「総括責任者」を「総括責任者(長)」に、「が望ましい」を「とする」に修正	については、釧路町・鶴居村離脱による については、選挙制度の改正内容を網羅 については、管理内容を明確にするため については、「(仮称)総合行政センター」のセンター長が部長職以上の総括責任者であることを補足するため	総務	14														
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時									1 議員定数については、「在任特例」を採用することとする。 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会議員として在任する。 その後の一般選挙における議員定数については、38人(法定数)とし、選挙区を設けるものとする。 2 常任委員会の設置については、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。	同左	1 議員定数については、「在任特例」を採用することとする。 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年6ヶ月(平成19年4月30日まで)引き続き新市の議会議員として在任する。 その後の一般選挙における議員定数については、38人(法定数)とする 2 常任委員会の設置については、議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。	1 の記述中、「2年間」を「1年6ヶ月(平成19年4月30日まで)」に修正 1 の記述中、「し、選挙区を設けるもの」とを削除 2の記述中、「6市町村」を削除	については、釧路町・鶴居村離脱による修正と合わせ、調整内容の表現を精査 については、正副議長会議で選挙区について協議中であることから、協定書整理案の審議に合わせて提案するため	議会事務局	06							
	01 議会の状況																	合併時	1 釧路市の制度に一本化する。 【参考】 (1)報酬額の調整 議員 最大 釧路市 490千円/月(8,367千円/年) 最小 阿寒町 191千円/月(3,094千円/年) (2)費用弁償 釧路市 5千円/回(245千円/年)(平成14年度実績-49日) 5町村 一部交通費実費あり	同左	1 報酬額 2 費用弁償 釧路市の制度(5千円/回)と併せ、新市の旅費規程に準じて交通費の支給をする。		議会事務局	06
	01 組織・機構																							
01 議員定数・任期・常任委員会の状況	合併時	1 釧路市の制度に一本化する。 【参考】 (1)報酬額の調整 議員 最大 釧路市 490千円/月(8,367千円/年) 最小 阿寒町 191千円/月(3,094千円/年) (2)費用弁償 釧路市 5千円/回(245千円/年)(平成14年度実績-49日) 5町村 一部交通費実費あり	同左	1 報酬額 2 費用弁償 釧路市の制度(5千円/回)と併せ、新市の旅費規程に準じて交通費の支給をする。		議会事務局	06																	

再協議2項目中2項目

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
1	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の事務分掌は、釧路市の例による。5町村の(仮称)総合行政センター、支所、出張所の事務分掌を加える。	同左	1 新市の事務分掌は、釧路市の例による。3町の(仮称)総合行政センター、支所、出張所の事務分掌を加える。	3の記述中、「5町村」を「3町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	14		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	01 組織図										
	03 事務分掌										
2	05 財政	統合 (一本化)	1 新市の出納の組織及び職員数は、次のとおりとする。 (1) 本庁の出納の組織及び職員数は、現行の釧路市の体制をベースに合併までに調整する。 (2) 5町村に設置する(仮称)総合行政センターにおける出納事務を担当する部門を設置する。 (3) 5町村の支所、出張所については、釧路市の支所の例により公金の管理を行う。	同左	1 新市の出納の組織及び職員数は、次のとおりとする。 (1) 本庁の出納の組織及び職員数は、現行の釧路市の体制をベースに合併までに調整する。 (2) 3町に設置する(仮称)総合行政センターにおける出納事務を担当する部門を設置する。 (3) 3町の支所、出張所については、釧路市の支所の例により公金の管理を行う。	1(2)及び1(3)の記述中、「5町村」を「3町」に2箇所修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	25-24		
	06 会計課の状況	合併時		同左							
	01 組織の状況										
	01 組織・職員数										